

生活 パイロット

フルが生じないよう気を付けましょう。

【事例1】

▼不動産仲介業者に行き、写真で見た賃貸アパートについて重要事項説明を受け、敷金、賃料、仲介手数料などを支払った。契約書ももらったが署名押印はしていないので、契約が成立したとは考えていなかった。帰りにア

【アドバイス】

一般的に重要事項説明を受け契約内容を確認していれば、契約書に署名押印していなくても、契約は成立して

パートを見ると、イメージしていたものと違う。後日、入居を取りやめたいと言ったが、契約をしているので全額は返金できないと言われた。

賃貸住宅トラブル防止



いると見なされるでしょう。たとえ入居前であっても、原則として契約書に従い所定の料金を支払うこととなります。解約する場合、敷金以外は返金されないことが多い。全額返金は難しいと思われる。

【事例2】

▼住み始めた賃貸アパートにコキブリが多く出る。冬は窓を閉め

物件を見てから契約を

切ると、とてもかび臭い。

【トラブルに遭わないために】

県外に転居する時などは実際に物件を見ずに、ネット上などの情報だけで申し込みや契約をすることが考えられますが、それはトラブルの原因になります。必ず建物や部屋の状況、日照、騒音、周辺環境など生活する上で大切なことを、自らの目で確認してから借りるかどうかが判断しましょう。

トラブルに遭った時や心配な時は、最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談してください。県外にも消費生活相談窓口があります。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、097・534・0999
9 消費生活相談電話